

霧島市条例第 15 号
令和 6 年 3 月 2 9 日

霧島市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例

(霧島市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 1 条 霧島市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年霧島市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第19条第 1 項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

(霧島市隼人人権啓発センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 2 条 霧島市隼人人権啓発センターの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第163号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

(霧島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 3 条 霧島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年霧島市条例第284号）の一部を次のように改正する。

第18条第 1 項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。